

公立大学法人首都大学東京の第一期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について（概要）（案）

地方独立行政法人法第31条

- 知事は、中期目標期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずる
- 上記の検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聽かなければならない

組織・業務全般の検討結果

- 法人の業務内容、組織構成、運営形態について、特段の措置を講ずる必要性はない
- 第二期中期目標に基づき着実に業務運営を行うとともに、今後とも社会経済情勢の変化に機動的に対応し、より高い業務実績を目指すことを期待

法人業務の必要性

法人の位置づけ

- 法第21条で「大学及び高専の設置及び管理」を業務と定め、法第68条以下に公立大学法人の特例を定義

法人の業務内容（定款による）

- 首都大学東京、産業技術大学院大学及び都立産業技術高等専門学校の設置・運営
- 学生支援、研究等の実施、公開講座等の開設など

大学・専門職大学院・高等専門学校の役割

<大学>

- 豊かな教養と創造性、高度な専門知識を持つ人材の育成
- 國際的競争力を持つ新技術開発など新たな「知」の創造
- 様々な課題解決に向け、学術面からの知見等による貢献

<専門職大学院、高等専門学校>

- 産業界を支える高度専門職業人や実践的技術者の育成
- 地域社会での知的・文化的拠点としての役割

法人及び2大学1高専の必要性

- 大都市東京を支える有為な人材の育成
- 大都市課題の解決に向けた教育研究と都政への貢献
- 産業の活性化、都民への学習機会の提供

◎ 人材育成や教育研究を通じた都政や都民生活への貢献
⇒ この役割をより一層強化・充実していく必要

法人組織の必要性

<法人>（平成17年4月設立）

- 理事長を任命し、法人運営に経営感覚を導入
- 戦略的・効果的な組織運営と各教育機関を支援する役割

<首都大学東京>（平成17年4月開学）

- 基本理念を具現化する教育プログラムと重点的・戦略的研究を推進
- ※ 学部志願者倍率は常に6倍超、就職率は平成19年度以降全国平均以上
- 都のシンクタンクとして大都市課題に資する研究と都連携事業を積極的に推進

<産業技術大学院大学>（平成18年4月開学）

- 専門職大学院としてPBLなど特色ある教育を推進
- 都や自治体、産業界等との連携による地域産業振興への貢献

※ 日経グローカル誌全国大学地域貢献度ランキング大学院大学部門1位

<都立高等専門学校>（平成20年4月都から移管）

- ものづくり教育を重視したカリキュラムによる実践的技術者教育
- ※ 本科学生の就職状況は、求人倍率15倍、内定率100%
- 中小企業人材育成講座や小中学生対象のものづくり教室などを実施

◎ それぞれの理念・目的のもと着実に取組を推進
⇒ 引き続きそれぞれの役割を着実に果たしていく必要

運営形態の適切性

法人化のメリットを活かした法人運営の向上

- 経営と教学の分離による効率的・効果的な業務運営
- 教員の任期制・年俸制・業績評価の導入
- 企業会計原則の導入による透明性の向上
- 法人広報戦略による効果的な広報活動の展開など

法人化のメリットを活かした経営努力の取組

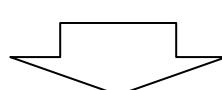
- 外部資金獲得や資金運用による自己収入の充実
- 業務の効率的執行による経費の削減

平成22年度までで66億円の利益を計上

- ・ 研究棟の建設や大学院研究奨励奨学金制度の創設など、教育・研究の向上に23億円を活用

弾力的な人事制度による適切な運営体制の確保

- 教員人事制度に任期制を導入
- 事務職員の多様な任用制度による都派遣職員数の削減（6年間78名の都派遣職員を解消）



- 法人化による業務運営・財政運営の弾力化・効率化により柔軟かつ戦略的な業務運営を実施
- ⇒ 公立大学法人の形態を継続することが適切